

## 教職員の処分について

令和7年12月24日付けで、次のとおり、処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
福山葦陽 高等学校 教諭 田中 優貴 (30歳)	免職	<p>令和6年5月3日（金）、広島県に採用される前に勤務していた千葉県内の学校において、校内の体育館に侵入し、録画機能のある機器を設置し、生徒を盗撮したことにより、令和7年9月10日（水）、建造物侵入及び性的姿態等撮影未遂の容疑で逮捕され、令和7年12月19日（金）、建造物侵入及び性的姿態等撮影未遂の罪で罰金30万円の略式命令を受けた。</p> <p>性的姿態等撮影未遂行為は、児童生徒性暴力等に該当する。また、建造物侵入行為は教育公務員としての職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に反する行為に該当する。</p> <p>教育公務員の職に必要な適格性を欠き、その職務を十分に果たし得ない者であるため免職する。</p>

## 【担当】

教職員課 県立学校人事係長 内田 俊行  
(内線) 4922  
(直通電話) 082-513-4922  
(e-mail) [kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp)